

第三十四回学術大会発表要旨

手段としての論争

— 国学は如何にして自国の優位を宣揚したか —

(筑波大学大学院) 樋口達郎

賀茂真淵による一連の萬葉研究の上に萌芽し、その弟子である本居宣長の手によって大成された国学思想は、他者を激しく攻撃しながら自国の絶対的優位を主張するその学問的態度から、その思想に触れる者に対して、「宣長という人の学問や学説はそもそも論争的な性格をもったものではないのか」という印象を与えがちである。だが一方で、宣長は優れた文献学者でもあった。終始冷静な実証主義的姿勢に貫かれた代表作『古事記伝』には、そうした彼の側面が強く現れている。宣長の有する斯様な両側面は、両者のギャップの激しさゆえに、そしてまたそれらが宣長思想に於いて並立し、混在している—それは例えば前者の性質を持つ『直毘靈』が、後者の性格を有する『古事記伝』の一部として存在しているように—ゆえに、しばしば奇妙な二面性として問題視されてきた。

そうした経緯を踏まえ、本発表は、先ず『直毘靈』を手掛かりとして、宣長国学にとって「論争」とは一体如何なる意味を持つものであったかということ、その思想の在り方との関係から探ることを試みた。この

ことは同時に、先に述べた宣長の二面性という問題にも関わるものである。而して、その考察の結果を踏まえた上で、実際に宣長が行った「論争」を通して浮かび上がる、宣長国学の問題点についても言及した。

『直毘靈』の内容から、宣長が、中国を否定すべき他者として「異國」と定義し、それを参照とすることで「皇國」という自画像を定立せしめようと企図していたことが窺える。それゆえ、彼の国学的言説は常に「異國」に対して批判し続けるという論争的性質を帯びることになったものと考えられる。だが、その際に彼が行った峻厳な「漢意」排除によって、国学思想に於いては、その正当性の根拠を「理」によって担保することが許されなくなってしまう。そこで、「理」に代わる支柱としての役割を見出されたのが、日本神話の記述であった。而して、宣長思想がその根拠を神話求める以上は、その根拠たる『古事記』についての考証は出来得る限り厳正に、緻密に為されねばならないものであった筈である。『古事記伝』中に於いて一見異質であるかに見える『直毘靈』は、実際にはそれらが分かち難い相即性のもとにあるがゆえに、『古事記伝』の中に存在すべくして存在していたのであり、このことは翻って、『古事記伝』の成立が、自己の存在を維持する手段として絶えず論争し続けねばならないという性質を有する、宣長国学の内面的要請による必然の産物であったという可能性を示唆するものでもある。

然し乍ら、先述の如き形式によって成り立っている宣長国学には、その形式に由来する幾つかの問題点が存していた。而して、その問題点が浮き彫りとなったのは、宣長と上田秋成との間で為された一連の論争に

於いてであった。この論争を通して明らかにした宣長思想の問題点を簡潔に纏めるならば、客観性の欠如とそれに伴う不可知論の採用、並びに機会主義によって齎された自己矛盾的言説ということになる。これらは何れも宣長国学の在り方そのものに深く根差しており、従って極めて解決困難なものであるといわざるを得ない。だが、一方で宣長の用いた「漢意」批判という論争形式が一定の強靱さ、堅牢さを確保していたがゆえに、国学は諸々の問題を抱えたままに、論争という手段によってその存在を維持し続けることができたのである。

ケアしあう社会の構築に向けて

— ケアの倫理からの出発 —

(筑波大学大学院) 二 川 早 苗

ケアという言葉が氾濫しているといわれてから久しい。介護、福祉、医療、看護、教育、心理等、その射程はあらゆる分野に広がっている。本来ケアには、「憂い、心配、気がかり」としての否定的な側面と、「他者を気遣う意識、専心」といった肯定的な面があるが、現在では後者の肯定的側面として、他者とのかわりを指すことが多くなった。

本稿で取り上げるノディングズのケアの倫理も、「ケアリングの関係性」の維持を重視し、「助け合い、helping」の社会の構築を目指している。それは、従来の伝統的な倫理学である正義の倫理への批判であり、リベリズム批判と位置づけることができる。伝統的な倫理観は、合理的で自由で自律した個人が前提されており、このような近代合理主義の考えに基づくりベリズムが、封建的な拘束や人種や身分といった差別から人間を解放し、自由で平等な国家や社会制度を作ってきたともいえるが、他方、これらが共同体的人間関係である家族や地域社会などを崩壊させ、アノミー化、アパシー化などの深刻な社会病理を生み出したともいえる。ノディングズは、こういった近代的人間観やリベリズムに修正を迫っているのである。

本論文では、前半をケアの倫理的倫理的考察、後半をケアの倫理か

ら導出される社会政策について言及した。ノディングズのケア論は、「家庭からはじめる (Starting at Home)」において、従来までのケア対正義という対立構図が、基礎付け部分において統合されるに至っている。そこでの理論構成は、権利はニーズから生成し、「正義感 (sense of justice)」の基盤にニーズがあるというものであった。また、caring about を caring for の拡張概念と再定義することで、ケアの倫理の適用可能性を公的領域に拡張した。

後半は以上のような理論構成を受け、ケアの倫理から導かれる社会制度について考察した。ノディングズは、「善く生きることが可能であり、魅力的である世界を創造するために、ケアの倫理は私的にだけでなく公的にも機能するのである」と述べ、「ホーム」を基盤にした社会を構築しようとする。それは、多様なニーズに積極的に対応されるような「最善のホーム」に照準を合わせた、思いやりや配慮といったケアの倫理に基づく社会である。

このような、ノディングズのケアの倫理は、リベリズムにたいする批判、とりわけ、ロールズの正義論にたいする次のような批判からも明らかである。「無知のヴェールは、政治的な社会福祉決定に際して、実際に影響する人間性の側面を見落させる。成熟した、合理的人間、それ自体においてはじめることが間違っている」。つまり、ノディングズは、正義の倫理はさまざまな脆弱性を抱えて、依存せざるをえない人々や、個別具体的な生身の人間を置き忘れているというのである。それらの人々を救い上げるために、ノディングズはケアの倫理から社会政策をは

しめる必要性を説く。

このように本稿では、ケアの倫理を基盤にした社会政策の必要性について言及するとともに、社会制度について考察したものである。

日本近代における祖先祭祀の「文明化」

——穂積陳重を中心として

(筑波大学大学院) 問 芝 志 保

明治国家は、日本国民（臣民）を一大家族にたとえ、皇室を全国民の宗家として祭祀すべきとする家族国家観イデオロギーの中核的要素をなすものとして祖先祭祀を提示したが、このいわば家族国家観の祖先祭祀観念の主唱者たちは「宗教」や「文明」といった近代的概念とどのように対峙したのか。この点に関する詳細な研究はこれまでほとんど行われてこなかったが、靈魂観・祖先観の「文明化」や「脱呪術化」を祖先祭祀概念の歴史的構築過程の一局面とみるならば、その具体相の解明は祖先祭祀研究の課題であるように思われる。そこで本研究は、日本初の法学博士および明治民法起草主査委員として知られる穂積陳重（安政二（一八五五）—大正十五（一九二六））を事例とし、著作や講演録等の一次資料をもとに、論の変化を時代的背景や彼の遍歴との関わりにおいて跡付けた。

陳重の祖先祭祀論の変化は下記のとおりにまとめられる。陳重は当初社会進化論に基づき、あらゆる制度や慣行を進化史的に序列化して理解するなかで、祖先祭祀を未発達の社会の「宗教」と捉えていた。しかし、「文明」国の一指標としての民法典の編纂を経たのちには、なぜ戸籍法および明治民法が家父長的祖先祭祀を背景においているのかを、西洋に

対し弁明する必要に迫られた。そこで陳重は、祖先祭祀を西洋人にも理解しうるものとして説明するため、靈魂愛慕の普遍性や祖先祭祀の社会統合機能を、当時の人類学的知見に即して説き起こすとともに、日本の祖先祭祀を体系的に補整したプレゼンテーションを行った。また、日本の慣行を西洋と東洋との接触による所産と位置づけ、進化の最終段階に向けて急速に発展している過渡期にあることを強調した。それが大正期になると、祖先祭祀を社会進化論上の「宗教」から切り離し、「道德」「精神」「基礎なるもの」「敬愛」などとして語り直すようになり、特に国内向けには、日本における不変の精神、他国に対する優位として、祖先祭祀に根差す道德の重要性が説明されるようになっていった。

以上にみられる、陳重による祖先祭祀の「文明化」とは、「道德」としての側面を強調し、「災因（タタリ）」や「ホトケ」という祖先像を弱体化させようとするものである。これは明治中期以降の諸宗教において行われた教団改革と同様、西洋的眼差しのもとで行われた祖先祭祀の近代的解釈であったといえよう。さらにいえば、大正期以降には陳重とはほぼ同じ内容で、規範論という体裁をとらずに機能論や構造論、日本文化論として祖先祭祀を論じた言説が量産されており、これらが戦後における民俗学的・文化論的な祖先祭祀言説の下地となった可能性も指摘できる。陳重のみならず、「祖先」観念や祭祀実践を形成してきたさまざまな思想や言説の影響関係の解明が今後の課題である。

《汝自身を知れ》というデルポイの箴言の意味をめぐって

——若干の古典的解釈——

（筑波大学） リアナ・トルファシユ

《汝自身を知れ》(*gnōthi seauton, gnōthi sauton*)。デルポイのアポロン神殿に掲げられていたこの箴言は、西洋世界において古代から中世、そしてルネサンスを経て近代に至るまで絶えることなく、まさに驚くべき運命を辿ってきた。アポロンの神的権威を受けて、またアポロン神殿が置かれていた、聖地の中の聖地であるデルポイの名高さに支えられ、この箴言は知った人々をたちまち魅了し、彼らの興味を惹いた。

この箴言は何を意味するのだろうか。人間は自分が何者かを知らないだろうか。それは名前や血縁関係、民族、身体的特徴、社会的地位、富などではないだろうか。違う。もしくは、それだけではない。あるいはまた、それらは決して、汝の最も重要な自身、「真の自身」ではない。(汝を知れ)という箴言は、こう訴えているかのように見える。哲学や宗教から、神学、神秘思想、文学に至るものまで。無数の文書がこの箴言を飽くことなく取り扱い、また再考察の対象としてきた。

そうした文書は、箴言について単に想起するだけのこともあれば、解釈を試みることもある。無論、この箴言の解釈は「人間」「知ること」「認識の手段」といった概念をどう理解するかという点にかかっているのだ

が、そうした理解が歴史上大きな変遷を辿ってきたことは周知の通りである。だが異なった言語で表現されてはいても、何百年もの時を隔ててなお互いに類似した解釈が存在している。

「汝自身を知れ」は紀元前五世紀の中頃までには、すでにギリシア思想の試金石となっていたようである。それは共通の価値観となり、社会的生活および内的生活の両面において、人々を導いたのであった。このように「汝自身を知れ」についての諸解釈は、そもその初めから、それを解釈する上での二つの極の間を揺れ動いていた。すなわち道徳的・実際のな極と、霊的な極との間を。一方の極に心理的・倫理的・行動論的な見方が存在し、またもう一方の極には、魂の知と結び付いた宗教的・哲学的な見方が存在した。誰がそれを解釈するかや、時代ごとの思想的・主流がどんなものであるか次第で、どちらか片方の見方に、あるいは両方ともに重きが置かれることとなった。「汝自身を知れ」は、未来に花開くであろう極めて豊かな可能性を秘めた、種のようなものだったのである。

本発表の主たる目的は、《汝自身を知れ》というデルポイの箴言が、古代における哲学諸派——とりわけプラトン主義、ストア派および新プラトン主義——ならびに同時代の文学などの中でどのように理解されていたかを、若干の実例を通じて明らかにすることである。また、そこには間接的ではあるが、第二の目的が存在する。すなわち、自我の認識という主題および、同主題の含意するすべての思想が、宗教的・哲学的伝統にとって占める重要性を強調することである。

「われわれの推理」から

「本質」の「事物性」(realitas) 〈至るハム〉

—ライブニッツ『モナドロジー』の観念論的解釈とその帰趨—

(筑波大学) 清水 洋 貴

「単純実体」や「モナド」というものは、たんなる「観念」にすぎないのではないか。これが本発表で検討される問いである。この問いへの回答の道すじを予め示すならば、それはつぎのようなものである。「モナド」は、なるほど「自然学」の領域から出発しそこに留まるかぎり、はじめから「実体」として容認されているように読まれる。だが、「自然学」の真理性が問われるとき、「形而上学」への移行がなされねばならず、「自然」を真に捉えうるものとして「私」あるいは「われわれ」というものが問題化されねばならない。ここでは「実体」は、「われわれの推理」のなかに登場する「観念」の一つとして捉え直される。だが、「実体」は、たんなる「観念」として終始するのではない。「観念」は、「われわれ」にとつてのという限定を保持しながら、それでも、たんなる「名目的な」(nominal)本質ではなく、「事物的な」(res)本質を捉えている。「観念」と認定される。したがって、この意味で、「本質」、あるいはそれを捉える「観念」は「事物性」を有するのであり、「実体」はたんなる「観念」ではないのである。『モナドロジー』の論述に従えば、このような込み入った経緯を介して、「実体」はこの著作のなかに位置づ

けられねばならないように思われる。

本発表は、このような複雑な立論の解明をめざすものである。本発表の見立てでは、この立論の前提にあるのは観念論である。この枠組みのなかで、「観念」の捉える「本質」が「事物性」を有するという到達点が掲げられて、そこへの到達が神の存在証明において果たされる。このように本発表の最重要部は要約される。

本発表の検討は以下のようにすすめられる。第一節では、発表者の採用する観念論的解釈の導入の必要性、およびその要点が示される。第二節では、『モナドロジー』のなかで、「自然学」から「形而上学」への移行が、「単純実体」の「観念」としての捉え直しともになされている、ということが跡づけられる。第三節で示されるのは、「われわれの推理」の「二つの大原理」において「矛盾の原理」が「充分な理由の原理」に先立つ、ということである。言いかえれば、必然が偶然に先立つというライブニッツの洞察が抽出される。第四節で明らかにされるのは、神の存在証明(ア・プリオリなそれとア・ポステリオリなそれ)はこれら「二つの大原理」の「神」への適用として読解されねばならない、ということである。最後に、第五節において、とりわけ第二の「ア・プリオリな証明」に注目し、この証明のなかで「本質」の「事物性」が神の「現実存在」との関わりのなかで容認されるまでの論理を明らかにする。

カント倫理学における義務と傾向性

(筑波大学) 千葉 建

カント倫理学において、行為が道徳的価値を有するのは、それが傾向性からではなく、義務から行われる場合である。言い換えれば、行為が道徳的であるのは、それが「道徳法則への尊敬」に基づいて必然的に行われる場合である。しかし、人間は実際にそうした道徳的行為を行うことへといかにして動機づけられるのであろうか。この問いを考究するために、本発表は、カントの道徳的動機づけの理論における「動機」「尊敬の感情」「傾向性」の三つの役割について分析し、それによってカント倫理学の展開を跡付けた。

カントの『実践理性批判』において「動機」を主題的に扱った章の表題は「純粹実践理性の諸動機」であり、動機が複数形で書かれている。しかし他方、同章のなかで、道徳法則への尊敬が「唯一にして同時に疑いえない道徳的動機」であると単数形で語られている。従来の研究では、後者の単数の動機が正しく、前者の複数形は奇妙だと主張されてきたが、本発表では、動機にはその「対象」を指す場合と「働き」を指す場合の二義性があり、「対象」としては「道徳法則への尊敬」が唯一の動機であるが、「働き」としては「道徳法則を格率のうちに採用するための動機」（＝法則採用の動機）と「採用した格率に従って道徳法則を遵守するための動機」（＝法則遵守の動機）の二つがあると解釈可能であり、

それによって見かけ上の矛盾が解消すると指摘した。

次にこうした分析に基づいて、法則採用の動機としての「道徳法則への尊敬」がいかなる意味で「感情」と呼ばれるのかを探究した。道徳法則への尊敬は、それが傾向性を制限することで引き起こす不愉快や謙抑の感情と切り離しえず、むしろこうした不快の感情を再解釈したものにほかならない。そしてこれは、『判断力批判』において「崇高」の感情が、感性レベルでの構想力の不適合という不快の感情を理性レベルでまさに理念に適合した状態として解釈し直すところに成立するものであるのと類比的である。このように道徳法則への尊敬は、元の不快の感情に上書きされた反省的＝再帰的（reflexiv）な感情であり、この意味で「感情」と呼ばれるのである。

最後にカントの道徳的動機づけの理論における「傾向性」の影響を分析した。傾向性は、道徳法則を格率のうちに採用するときだけではなく、その格率に従って道徳法則を遵守するさいにも妨害的に作用しうる。これを防ぐには、道徳法則への尊敬が、法則採用時だけではなく、法則遵守時にも動機として働かなければならない。そのためには、一度格率のうちに道徳法則を採り入れればそれで十分ではなく、絶えず傾向性の影響に注意しながらその格率を持続的に守り続けてゆく「道徳的心術」すなわち「徳」が必要となる。このように法則遵守にまで至る傾向性の影響を深刻に受け止めることで、カント倫理学は「実践理性の自律」ととまらず「実践理性の自己支配」へと展開することになったと考えられる。